国別障害関連情報
イラク共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和８年８月
（2026年８月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
イラク共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 5
　2－1. 障害関連行政制度 5
　2－2. 障害関連法令・政策文書 8
　2－3. 障害関連施策 11
3. 国際条約及び国際協力等の実績 21
　3－1. CRPD 批准による対応状況 21
　3－2. マラケシュ条約実施状況 21
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 21
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 22
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 22
4.　障害関連団体の活動概況 26
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 26
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 26
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 28
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 28
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 29
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 31
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 31
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 32
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 33
6. 参考資料 35

図表目次

図 1 障害者の年齢別割合(2016)....4

表 1 障害者数・障害出現率(2016)....3
表 2 障害者の障害種内訳(2016)....3
表 3 イラク連邦政府における障害関連担当機関....5

略語表

AICS	Italian Agency for Development Cooperation	イタリア国際協力機関
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
HI	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ＆インクルージョン
IADO	Iraqi Alliance of Disability	イラク障害者団体連合
ICRC	International Committee of the Red Cross	赤十字国際委員会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
ISIL	Islamic State of Iraq and the Levant	イスラム国
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KRG	Kurdistan Regional Government	クルディスタン地域政府
KRI	Kurdistan Region of Iraq	クルディスタン地域
MOLSA	Ministry of Labour and Social Affairs	労働社会省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNESCWA	United Nations Economic and Social Commission for Western Asia	西アジア経済社会委員会
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WAI	Web Accessibility Initiative	ウェブアクセシビリティ・イニシアティブ
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WGQs	Washington Group Questions	ワシントン・グループ質問票

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり GDP	6,073.6 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	4.29 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.6 %	1989 年
社会福祉（対 GDP 比）[2]	6.9 %	2022 年

人口

総人口	46,042,015 人	2024 年
男性人口比率	50.2 %	
女性人口比率	49.8 %	
都市人口比率	69.9 %	
農村人口比率	30.1 %	
平均余命（全体）	72.3 歳	2023 年
男性	70.4 歳	
女性	74.1 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	14.9%	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	20.8 人	2023 年

教育

教育制度[3]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	6 年	
成人識字率（全体）	84.1 %	2021 年
男性	90.3 %	
女性	77.8 %	

[1] World Bank（https://data.worldbank.org/indicator（参照 2026-1-13））に基づく。
[2] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（2024） World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5)に基づく。
[3] イラクの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）、大学（4-6 年間）。6 歳から就学する。World Bank (2024) *National Education Strategy for Iraq 2022-2031.*に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）[4]		
全体	104.4 %	2013 年
男子	108.9 %	
女子	99.6 %	
中等教育（総就学率）		
全体	50.6 %	2007 年
男子	58.1 %	
女子	42.8 %	
高等教育（総就学率）		
全体	15.6 %	2005 年
男子	19.6 %	
女子	11.4 %	

雇用

失業率（全体）	15.5 %	2024 年
男性	13.3 %	
女性	30.4 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義[5]

2024 年法律第 11 号（2013 年法律第 38 号「障害者及び特別なニーズのある人々のケアに関する法律」の第 1 次改正法）第 2 条によると、障害者とは「長期にわたる身体、精神、知的、感覚的な機能障害（impairments）を有し、社会において他者と平等に完全かつ効果的に参加することを妨げる状態にある者」と定義されている。

改正前の 2013 年法律第 38 号第 1 条では、障害の定義が「障害とは、人間として通常と考えられる範囲内で生活を営み、それを享受し、社会と関わる能力が、（機能障害または機能不全により）制限または喪失されている状態」とされている。国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の障害者権利委員会（以下、「障害者権利委員会」と記す。）からイラク共和国（以下、「イラク」と記す。）政府への総括所見（2019 年 9 月）では、同定義が医学的・慈善的なアプローチに偏っており、障害者権利条約に示される

[4] UNICEF (2014) *Iraq Country Report on Out-Of-School Children.*

[5] Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Initial report submitted by Iraq under article 35 of the Convention, due in 2010.*（以下、「政府報告」と記す。）、 Iraqi Official Gazette (2013) *Law No. 38 of 2013: Care of Persons with Disabilities and Persons with Special Needs Act.*、Ministry of Justice (Iraq) (2024) *Law No. 11 of 2024: First Amendment to the Law on the Rights of Persons with Disabilities and Special Needs No. 38 of 2013.*、及び Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) (2019) *Concluding observations on the initial report of Iraq.*（以下、「総括所見」と記す。）に基づき記載。

「障害の人権モデル」と整合していないと指摘している。2024 年法律第 11 号による新しい定義は、障害者権利委員会が示した改善要求に応える形で改正されている。

1－2－2. 障害に関する統計整備状況[6]

イラク計画省中央統計局（Central Statistical Organization, Ministry of Planning）は、2016 年に障害に関する大規模調査（National Disability Survey 2016）を実施した。この調査は、治安上の理由から計5県が除外されたものの、13県を対象とした1987年以来の広範な調査であった。調査には、ワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用された。調査結果の概要を以下に示す。

表 1 障害者数・障害出現率（2016）

項目	人数	障害出現率
障害者数	1,357,063 人	全人口の 5.2 %
男性	776,721 人	全人口の 5.9 %
女性	580,342 人	全人口の 4.5 %
都市部	1,008,967 人	全人口の 5.6 %
農村部	348,096 人	全人口の 4.5 %

出所：イラク計画省中央統計局 (Ministry of Planning, Central Statistical Organization) (2016) *Indicators of the National Disability Survey in Iraq 2016.*

表 2 障害者の障害種内訳（2016）

障害種	人数	割合*
見る（Seeing）	251,313 人	18.5 %
聞く（Hearing）	156,959 人	11.6 %
歩く（Mobility）	720,567 人	53.1 %
認知する（Cognition and Understanding）	356,283 人	26.3 %
コミュニケーション（Communication）	115,001 人	8.5 %
セルフケア（Self-Care）	97,962 人	7.2 %

*各割合は、障害者総数（1,357,063 人）を母数として算出。2 つ以上の障害がある場合もあるため、合計は 100%を超える。
出所：イラク計画省中央統計局 (2016) *Indicators of the National Disability Survey in Iraq 2016* を基に調査チームが作成

[6] イラク計画省中央統計局 (2016) *Indicators of the National Disability Survey in Iraq 2016.*、イラク障害者団体連合(Iraqi Alliance of Disability。以下、「IADO」という。) (2024) *IRAQ PROGRAM – Positioning paper 2024: The recent disability legislation in Iraq. Handicap International.*、 及び United Nations Assistance Mission for Iraq (UNAMI) (2016) *Report on the Rights of Persons with Disabilities in Iraq.* に基づく。

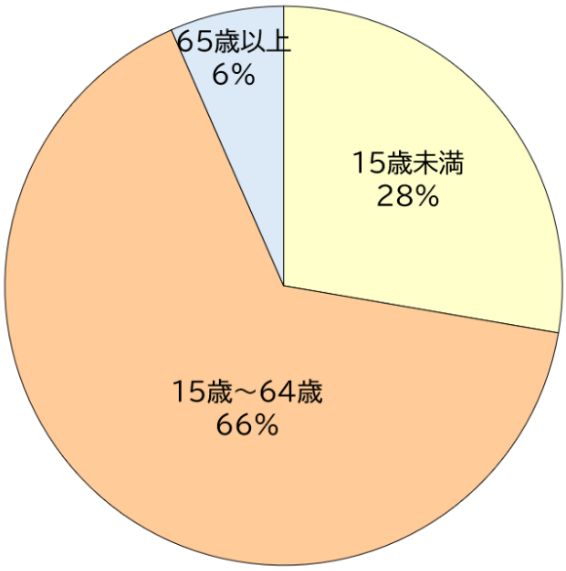


図 1 障害者の年齢別割合（2016）

最も多いのは「15 歳～64 歳」の生産年齢人口で、全体の 66%を占めている。次いで、「15 歳未満」が 28%となっており、対象者の約 3 分の 1 を構成している。一方、「65 歳以上」は 6%にとどまり、最も割合が低い。

出所：イラク計画省中央統計局（2016）*Indicators of the National Disability Survey in Iraq 2016* を基に調査チームが作成

表1によれば、本調査における障害者数は約140万人と報告されている。しかし、この結果について障害者権利委員会は、数十年にわたる武力紛争の影響により、イラクには約300万人の障害者が存在すると考えられ、公式統計は実態を十分に反映していないと指摘している。イラクの障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）であるIADOによるパラレルレポート(2024)も、2016年調査では肢機能障害や目に見えない機能障害（hidden disabilities）が十分に把握されていなかった可能性を指摘しており、調査結果の妥当性に課題があると報告している。さらに、2003年から2014年にかけての紛争下における小児外傷に関する医学研究によれば、紛争関連の暴力により負傷した子どもは、その他の原因による負傷と比較して、障害を負う割合が約10倍に上ることが報告されている[7]。このような状況を踏まえると、武力紛争の影響により、子どもを含む多くの人々が障害を負ったと考えられ、既存の統計はその実態を十分に捉えきれていない可能性が高い。

また、2024年には1987年以来初めて全18県を網羅した全国国勢調査が実施された。同調査には障害に関連する設問も含まれており、2026年時点で、総人口や地域別の障害者数等の主要な速報値が順次公開されている。ただし、障害に関する調査結果については全面的な公開に至っていない。

[7] Pediatric Injury During Conflict and Prolonged Insecurity in Iraq from 2003–2014（Surgery Journal）, retrieved in United Nations Assistance Mission for Iraq (UNAMI) (2016) *Report on the Rights of Persons with Disabilities in Iraq*.

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度[8]

イラクは連邦制国家であり、連邦政府が管轄する地域と、独自の法制度及び行政機構を有する自治地域であるクルディスタン地域(Kurdistan Region of Iraq。以下、「KRI」という。)から構成されている。連邦政府は、CRPD 第 33 条に基づく国内の実施状況を促進・監視するため、複数の機関と省庁を関係機関として指定している。2015 年に障害者権利委員会に提出された政府報告書(以下、「政府報告」と記す。)では、人権省(Ministry of Human Rights)がその中心機関の一つとして記載されていたが、2015 年の政府改革により同省は廃止された。その後、障害政策の実施の中心は労働社会省(Ministry of Labour and Social Affairs。以下、「MOLSA」という。)となっており、MOLSA の下に設置された「障害者及び特別なニーズのある人々の権利委員会(Commission for the Rights of Persons with Disabilities and Special Needs)[9]」が、政府内の連絡窓口及び政策調整機能を担う中心的機関とされている。また、保健、教育、雇用等の各分野において、複数の関係省庁が分担して実施している。

【連邦政府】

障害関連担当機関

表 3 イラク連邦政府における障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働社会省 (MOLSA)	・障害者の福祉サービス、社会保護、職業訓練、就労支援等に関する施策を所管している。 ・2013 年法律第 38 号に基づき設置された「障害者及び特別なニーズのある人々の権利委員会」を所管しており、同委員会を通じて、関係省庁との連携の下、障害者施策の調整・推進を行っている。 ・NGO 等の市民社会組織と連携し、障害に関する政策の策定を担っている。 ・地域に根ざしたリハビリテーション(Community-Based Rehabilitation: CBR)プログラムや職業リハビリテーション機関における職業訓練コースの提供を通じて、障害者の社会参加の促進、技能向上及び生活水準の向上を図っている。 ・障害者に対する職業訓練の提供、雇用機会の確保、働くことが困難な障害者への月額手当の支給、障害者の家族を対象とした適切な支援方法に関する研修の実施等、生活支援や自立支援を行っている。

[8] 政府報告、総括所見、Ministry of Justice (Iraq) (2024)及び IADO(2024)に基づく。

[9] 2013 年の設置当初は障害者及び特別なニーズのある人々のケア委員会(Commission for the Care of Persons with Disabilities and Special Needs)という名称であったが、2024 年の法改正(法律第 11 号)により、「ケア(Care)」という言葉が削除され、「権利(Rights)」に変更された。

		・作業所や生産者組合等での雇用機会の提供や、他部門での就労機会の開拓を通じて、障害者の労働市場への参加を促進している。
2	保健省（Ministry of Health）	・国内に 21 のリハビリテーションセンター、19 の義肢装具センター、脊髄損傷病院等を設置し、義肢装具や補助具の提供を含む医療・リハビリテーションサービスを提供している。 ・遺伝カウンセリング、検査・分析による疾病の早期発見、予防接種の実施に加え、先天性障害の早期発見・記録・追跡のための監視体制を整備している。 ・医療委員会を通じて障害の診断・評価を行い、法令に基づく各種支援（手当や介助者の配置等）の対象となる障害の程度を判定している。
3	教育省（Ministry of Education）	・公教育総局内に「特別教育部門」を設置し、その下に「特別ニーズ部門」「情報部門」「心理テスト・診断部門」「ギフテッド・タレンティッド部門」の 4 部門を置き、インクルーシブ教育の推進や早期診断を実施している。 ・通常学校における特別学級の設置拡大、障害の特性に応じた特別カリキュラムの開発、支援機器の提供、専門教員の養成・配置を行っている。
4	高等教育科学研究省（Ministry of Higher Education and Scientific Research）	・障害教育分野における専門教員及び技官の養成を担っている。 ・大学院の各専門分野において、障害者及び特別なニーズのある人々のために入学枠を一枠確保することを義務付けている。
5	運輸省（Ministry of Transport）	・障害者及びその同伴者が公共交通機関を安全に利用できるよう、アクセス確保を図っている。 ・観光会社に対し障害者向け移動手段の提供を求めるほか、航空運賃について年 2 回の 50%割引を適用している。
6	青年スポーツ省（Ministry of Youth and Sports）	・障害者がスポーツに参加できるセンターやクラブの設立・支援を行い、教育機関や各種施設のプログラムにスポーツ・レクリエーション活動を組み込んでいる。 ・パラリンピック等の国内外のスポーツ大会へのパラスポーツ選手の参加を促進している。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

【クルディスタン地域（KRI）】

KRI においては、CRPD との整合性を意識した独自の障害者権利法制度が適用されており、

クルディスタン地域政府（Kurdistan Regional Government。以下、「KRG」という。）内の MOLSA の下に設置された障害者ケア・リハビリテーション評議会が中核的な役割を果たしている。同評議会には各県の社会福祉・開発担当局長が参加しており、政策決定と地域レベルの実施が一体的に運用されている。また、各県の担当局が障害者施設の運営やサービス提供を直接担う等、地方行政が実施主体として機能している。

【国内調整委員会】

「障害者及び特別なニーズのある人々の権利委員会」は、2013 年法律第 38 号に基づき設置され、CRPD 第 33 条に基づく国内の実施促進及び調整機能を担う機関として位置付けられている。障害政策の調整・監督機能を担う点で他国の国内調整委員会に類似する側面を有する一方で、障害者の登録（障害者証の発行）や、専従介助者に対する給与手当の管理・申請条件の決定といった実施機関としての役割も併せ持っている。OPD や障害者権利委員会は、同委員会が政策の調整・監視・監督において完全な独立性をもつ「調整機関」というよりも「執行機関」として機能していることや、同委員会への障害当事者の参加が不十分であること等を批判していた。これを受けた 2024 年の法改正（法律第 11 号）により、理事会に新たに 8 名の障害当事者枠が設けられ、当事者参加の面では制度的な改善が見られたものの、「調整機能」と「執行機能」の分離は行われず、完全な独立性を持つ純粋な調整機関への移行は実現には至っていない。

委員会名称	障害者及び特別なニーズのある人々の権利委員会
委員会メンバー	・ 委員長及び副委員長 ・ 閣僚評議会事務局の代表 ・ 12 の省の代表（財務、計画、国防、貿易、司法、内務、教育、保健、建設・住宅・自治体・公共事業、高等教育科学研究、青年・スポーツ、運輸） ・ 5 つの公的機関の代表（人民動員隊（Hashd al-Shaabi）、連邦公共サービス評議会、バグダッド市、KRG、人権高等弁務官事務所） ・ 障害者及び特別なニーズのある人々からの代表 8 名 ・ 障害分野または障害児分野を専門とする医師 3 名
役割と実施状況	・ 政策と法整備の調整: 障害者の権利に関する一般政策の策定、予算案や法案、啓発・訓練プログラムの提案。 ・ 雇用・就労の推進: 障害者のための雇用・就職政策の提案。 ・ 各省庁との連携と監視: 教育、保健・リハビリテーションサービス等の提供における実施要件の監督・監視。 ・ 執行機関としての実務: 障害者に対する身分証の発行基準の承認、専従介助者に対する手当の管理等、直接的なサービスの提供・給付管理。

【独立機関】

国内の人権保護・促進を目的として設置された独立した国家人権機関である人権高等委員会（High Commission for Human Rights）が国際人権条約の履行状況の監視を担っている。CRPD の実施状況についても、独立した監視機関として関与している。

【地方政府】

連邦政府の管轄下にある各県は、2024 年法律第 11 号により、障害者の権利保障とインクルージョンの推進に関して明確な法的義務を負っており、知事及び県行政は、障害者向け事業への予算の優先配分、障害者に対する住宅用土地の 5%以上の割当て、行政手続きにおける専用窓口の設置、アクセシビリティの確保等、具体的かつ実務的な措置の実施が求められている。また、県議会は地域レベルの規則制定を通じて障害者の社会統合を促進する役割を担っている。さらに、中央の「障害者及び特別なニーズのある人々の権利委員会」の下に各県支部及び郡・小郡レベルの小委員会が設置され、地域における政策実施及び調整機能を担っている。

2－2. 障害関連法令・政策文書[10]

イラクでは、2013 年の CRPD 批准以前から、労働、福祉、医療の各分野において社会福祉法（1980）や公衆衛生法（1981）等の関連法が制定されており、2005 年憲法により障害者の権利保障の基盤が確立された。連邦政府においては、CRPD 批准と同年に制定された「2013 年法律第 38 号」及びその改正法である「2024 年法律第 11 号」が、障害分野における中核的な法制度となっている。一方、KRI では、2011 年に独自の障害者権利法が先行して制定されており、その改正法である「2021 年法律第 8 号」が障害分野の中心的な法制度となっている。このように、国レベルと地域レベルで異なる法体系が併存していることにより、KRI では連邦法と同等の社会保障給付額や各種免除措置が適用されていない場合があり、制度間の差異が障害者にとって混乱を生じさせる一因となっている。

障害者の権利に関する基本法

法律名	イラク憲法
施行年	2005 年
概要	第 32 条において、国家が障害者及び特別なニーズを有する者のケア及びリハビリテーションを確保し、社会への統合を促進する責任を有することが規定されている。また、すべての国民の権利として、労働の権利（第 22 条）、医療・保健サービスを受ける権利（第 31 条）、教育を受ける権利（第 34 条）が定められている。

[10] 特に記載のないものは政府報告及び IADO（2024）に基づく。

法律名	2013 年法律第 38 号「障害者及び特別なニーズのある人々のケアに関する法律」
施行年	2013 年
概要	イラクが CRPD を批准したことに伴い制定された、障害者の権利保障に関する同国初の包括的な法律である。障害者雇用枠の設定が定められているほか、インクルーシブ教育の推進、重度障害者に対する専従介助者の配置及びその給与の国費による支給等、障害者の社会参加と生活支援に関する基本的な枠組が規定されている。

法律名	2014 年法律第 11 号「社会保護法」
施行年	2014 年
概要	障害者を含む貧困層や社会的に脆弱な人々に対し、生活水準の向上を目的として社会的保護手当の支給等の社会扶助制度を定めている。

法律名	2024 年法律第 11 号（2013 年法律第 38 号「障害者及び特別なニーズのある人々のケアに関する法律」の第 1 次改正法）
施行年	2024 年
概要	2013 年法律第 38 号を改正し、障害者の権利保障に関する制度の強化を目的として制定された法律である。障害者雇用枠の規定、教育省によるインクルーシブ教育の推進責任、重度障害者の専従介助者に対する手当、大学院教育における障害者枠及び年齢制限の免除、建物・施設のアクセシビリティの確保等が規定されている。また、障害者や OPD に対する関税・税金の免除や、専従介助者に対する航空運賃の 50%割引等、各種支援措置の拡充も盛り込まれている。

法律名	2011 年法律第 22 号「クルディスタン地域における障害者及び特別なニーズのある人々の権利と特権に関する法律」（KRI）[11]
施行年	2011 年
概要	障害者及び特別なニーズのある人々の権利及び特権を定めた KRI 独自の法律であり、社会統合の促進や医療・教育・リハビリテーション・職業訓練へのアクセスを保障するとともに、登録された障害者に対する月額手当の支給等の支援制度を規定している。公的部門の雇用の 5%を障害者に割り当てることや、民間部門における障害者の雇用を促進するため、従業員の給与の半分を 3 か月間政府が負担するといった制度が設けられている。

[11] Kurdistan Parliament–Iraq (2011) *Law No. 22 of 2011 on the Rights and Privileges of Persons with Disabilities and Persons with Special Needs in the Kurdistan Region–Iraq.*及び SHEYAW (2024*) The Recent Disability Legislation in Kurdistan Region of Iraq (KRI).*に基づく。

法律名	2021 年第 8 号法(2011 年法律第 22 号「クルディスタン地域における障害者及び特別なニーズのある人々の権利と特権に関する法律」の第 1 改正法)(KRI)[12]
施行年	2021 年
概要	KRI 独自の障害関連法律である 2011 年法律第 22 号の医学モデルに基づいた内容を見直し、CRPD との整合性を高めた法律である。教育プログラムの中に障害者向けの特別プログラムを設けること、民間事業者に対し能力に応じた一定数の障害者の雇用を義務付けるとともに、政府がその給与の半額を最大 3 年間負担すること、規定のガイドラインに基づき障害者が運転免許を取得する権利を有すること等の制度が新たに設けられている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	義務教育法(Compulsory Education Act No. 118 of 1976)
施行年	1976 年
概要	6 歳から 15 歳までの児童に対する義務教育の実施及び初等教育の無償化を定めている。第 9 条(1987 年改正)では、学習障害、視覚障害、聴覚障害等の障害のある児童のために、通常の小学校の中に特別学級を設置・拡充することが規定されている。

法律名	労働法第 37 号(Labour Law No. 37 of 2015)
施行年	2015 年
概要	第 8 条において、職業訓練、採用、雇用条件等のあらゆる側面において、健康状態や社会的状況等(障害を含む)に基づく直接的及び間接的な差別を禁止し、平等な機会と待遇を保障している。

法律名	労働者年金・社会保障法(Pension and Social Security Law for Workers, No. 18 of 2023)[13]
施行年	2023 年
概要	約 50 年間にわたり運用された「1971 年法律第 39 号」を刷新し、2023 年 12 月に施行された。「30%以上の労働能力損失」のある障害者に対する障害年金の支給保障や、補償一時金の支払い、重度障害者に対する専従介助者への手当の支給額等が規定されている。旧法と比較して、障害者に対

[12] SHEYAW (2024)に基づく。
[13] Ministry of Justice (Iraq) (2023) *Workers' Retirement and Social Security Law No. 18 of 2023. Iraqi Official Gazette No. 4734.*に基づく。

	する給付要件及び補償内容は大幅に拡充されている。

障害者政策

政策名	障害のある子どもと若者のための国家障害インクルージョン戦略（National Disability Inclusion Strategy for Children and Young People）2026-2030[14]
施行年	2026 年
概要	障害のある子どもや若者が保健、教育、社会保護の権利を等しく享受できるよう、MOLSA と国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）が共同で策定した包括的な国家枠組。デジタルアクセスの改善、インクルーシブ教育の推進、OPD との協力によるモニタリング体制の構築を通じ、社会への完全参加を阻む構造的な障壁を取り除くことを目指している。

2－3. 障害関連施策[15]

① 保健医療

政府報告によると、憲法第 31 条及び公衆衛生法（1981 年法律第 89 号）により、すべての国民に保健医療サービスを受ける権利が保障されている。イラク全国で一次保健医療サービスが無償で提供されており、障害者のニーズにも対応していると説明されている。全国（KRI を含む）には、21 か所のリハビリテーションセンター、19 か所の義肢装具センター、2 か所の脊髄損傷専門病院が設置されており、さらに 3 か所のリハビリテーション病院が建設中である。また、サービス提供の実績として、2013 年には保健医療センターの利用者が 394,962 人、義肢装具センターの利用者が 21,841 人に上り、医療補助具・機器の供給数は 2012 年の 29,631 件から 2014 年には 33,232 件へと増加している。加えて、義肢装具についても、2014 年には上肢 2,229 件、下肢 205 件、装具 25,326 件が提供されていることが報告されている。KRI 独自の取組としては、2010 年に 3 県に自閉症センターが開設され、KRI の保健省・教育省等の連携のもと、子どもたちへの保健医療及びリハビリテーションサービスが提供されている。

しかし、こうした施設の存在や機器の供給実績がある一方で、障害者権利委員会の総括所見では、多くの障害者（特に知的・精神障害者（psychosocial or intellectual disabilities）、障害児、障害のある地方居住者や国内避難民[16]）が、保健医療サービスや医療施設、医療機器に十分にアクセスできていない状況が指摘された。また、保健医療に関する情報が障害者にとって利用

14 United Nations Children's Fund (UNICEF) Iraq. (2025) *Iraq Launches the National Disability Inclusion Strategy for Children and Young People 2026–2030.*https://www.unicef.org/iraq/press-releases/iraq-launches-national-disability-inclusion-strategy-children-and-young-people（参照 2026-2-17）に基づく。

15 特に記載のない限り、政府報告、総括所見、Iraqi Official Gazette (2013)及び Ministry of Justice (Iraq) (2024)に基づき記載。

16 イスラム国（Islamic State of Iraq and the Levant: ISIL）との戦闘等の影響により、イラク国内には 100 万人以上の国内避難民が存在する。そのうち約 10 万人の国内避難民がイラク北部の KRI にあるキャンプで生活している。https://www.euaa.europa.eu/coi-report-iraq-country-focus, https://www.unhcr.org/iq/internally-displaced-people（参照 2026-4-26）

しやすい形式で提供されていないことに加え、医療従事者が障害者の権利について十分な研修を受けていないことも課題とされている。さらに、特に障害のある女性及び女児にとっては、保健医療センターまでの距離の遠さをはじめ、物理的・経済的・態度的な障壁が存在する。地域的な課題としては、イラク中南部におけるリハビリテーションサービスの不足が顕著であるほか、KRI では、武力紛争に伴う負傷により障害者が増加しているにもかかわらず、医療その他の基本的サービスが著しく不足している。

こうした課題への対応として、連邦政府では、2024 年法律第 11 号により、障害者の保健医療に関する政府の責務を強化・明確化した。同法では、保健省の役割として、遺伝相談や早期発見のための予防・治療サービスの提供、医学的及び心理的リハビリテーションの提供、妊娠・出産期を含む障害女性への一次保健医療の提供、障害者に対する保健医療サービスの無償提供、国内外における治療費の負担等が規定されている。なお、妊娠・出産・産後における一次医療の提供に関して用語上の整理はなされたものの、ジェンダーに関する新たな規定の追加又は実質的な改訂は確認されない。

② 教育

政府報告によると、義務教育法（1976 年法律第 118 号）により、すべての児童に初等教育を保障することが定められている。また、2013 年法律第 38 号では、障害者及び特別なニーズのある者に対し、その能力に応じ、かつ特別教育、統合教育・インクルーシブ教育及び並行教育（special education, integrated and inclusive education, and parallel education）のプログラムの利用可能性に応じて、初等教育及び中等教育を保障することが規定されている。

このような法制度の下、連邦政府においては、障害児に対する教育は、主として障害に対応する専門教育機関及び教育省公教育総局の特別教育部門が所管する通常学校内の特別学級において提供されている。2013/14 学年度には、特別教育学級を設置する学校は 1,249 校であり、約 1 万人の障害児が在籍していた。KRI においては、特別施設や聴覚・言語障害者施設等において障害児への教育が提供されており、2014/15 学年度には 930 人の児童・生徒が在籍していたと報告されている。ただし、特別な教育的ニーズのある者を学校に統合する計画も実施されている。

しかし、西アジア経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Western Asia: UNESCWA）（2018）によると、障害のある児童・生徒（5～14 歳）の学校出席率は 44.4%にとどまり、同年齢の障害のない子どもの出席率（89.3%）と比べて大幅に低い。また、World Bank（2024）によると、2017/18 学年度時点で特別学級を設置している通常学校は全体のわずか 2%にとどまっており、教育施設や設備の不足が大きな課題となっている。

障害者権利委員会の総括所見では、教育機関までの距離の長さ、交通手段の不備、インクルーシブ教育等に関する研修を受けた教員の不足、アクセシブルなカリキュラムの不足等により、障害のある児童・生徒が教育にアクセスする上で障壁に直面していることが指摘された。また、義務教育法に基づき、多くの障害児が主として分離された特別学級で教育を受けていること

に懸念を示し、すべての障害児がインクルーシブで質の高い無償教育にアクセスできるよう、速やかに措置を講じることを勧告した。

こうした課題への対応として、イラク教育戦略（2022-2031）では、障害児に対する教育支援の改善を戦略目標の一つとして掲げており、バリアフリー化された学校施設（disability-friendly infrastructure）の整備や、スクールバス等の通学手段の確保が示されている。さらに、障害児を含む社会的に周縁化された学習者に対して、条件付き現金給付（conditional cash transfer）制度の導入も検討されている。

また、連邦政府においては、2024 年法律第 11 号により、障害者の教育に関する政府の責務が強化された。同法では、初等・中等教育を所管する教育省及び大学・大学院を所管する高等教育科学研究省の役割が明確に規定されている。

教育省に関しては、幼稚園から中等教育までのすべての段階において、障害や特別なニーズのある子どもの能力に応じて、特別教育、インクルーシブ教育、またはそれらを組み合わせた教育の提供が義務付けられている。また、点字、手話、音声、拡大文字、分かりやすい版（Easy Read）等のアクセシブルな教材や学習環境の無償提供、小学校入学における年齢制限の緩和（最大 12 歳までの入学許可）、私立学校における無償就学枠の提供、障害種別に応じた準備教育を行う専門センターの設置、資格を有する教職員の配置等が規定されている。

高等教育科学研究省に関しては、大学院における障害のある学生のための特別就学枠の設定及び年齢制限の免除、私立大学における奨学金の提供、並びに合理的配慮や手話等のコミュニケーション手段の整備を通じたインクルーシブな教育環境の構築が求められている。

③ ジェンダー（障害女性等）

政府報告によると、イラク政府は 1986 年に「女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）」を批准しており、憲法第 14 条においてもジェンダーに基づく差別のない法の下の平等を保障している。また、女性の地位向上や暴力防止に向けて、以下のような国家戦略が策定されている。

- イラクにおける女性の地位向上のための国家戦略（National Strategy for the Advancement of Women in Iraq 2014–2018）：女性の教育、保健、経済参加、政治参画の促進を通じて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを包括的に推進することを目的とした国家戦略
- イラクにおける女性に対する暴力に対抗するための国家戦略（National Strategy to Combat Violence against Women in Iraq 2013-2017）：家庭内暴力やジェンダーに基づく暴力の予防、被害者保護、法制度の整備、関係機関の対応能力強化を柱として女性に対する暴力への対策を体系的に推進するための戦略
- クルディスタン地域における女性の状況を改善するための国家戦略（National Strategy to Develop the Situation of Women in the Kurdistan Region 2013-2019）：KRI において、女性の社会的・経済的地位の向上とジェンダー平等の実現に向け、教育、雇用、法制度、暴力

対策等を包括的に推進する戦略

連邦政府は、2009 年に部門別委員会（Sectoral committee）を設置し、女性差別の撤廃に向けた法制度の見直しや家庭内暴力からの保護に関する勧告等を行っている。また、保健省及び女性問題担当国務省（Ministry of State for Women's Affairs）により、障害女性を含む女性の人権に関する啓発や研修が各県で行われている。MOLSA の女性福祉局（Department of Women's Welfare）は、男性扶養者のいない女性、障害女性及び就労していない女性への手当の提供、女性の能力構築、エンパワメント及び雇用機会の創出等を行っている。KRI は女性に対する暴力に関する高等委員会（Higher Committee on Violence against Women）を設立している。

一方で、UN Women[17]は、イラクにおいて女性の所得水準は低く、教育、雇用及び適切な住居へのアクセスにおいて不利な状況に置かれていることを指摘している。また、紛争が女性に及ぼしてきた影響は深刻であり、避難や治安の不安定化に加え、多数の未亡人や女性世帯主の増加を招いており、全世帯の約 10%を占めている。

障害者権利委員会の総括所見では、障害関連の政策においてジェンダーの視点が主流化されておらず、ジェンダー関連の法令及び政策において障害の視点が主流化されていないことが指摘され、これらの見直しが求められた。また、障害女性が、年齢、ジェンダー、民族、地理的環境等に基づく複合的・交差的差別に直面している状況を踏まえ、差別への対策を強化する必要があることが指摘された。さらに、障害者、とりわけ障害女性及び障害児に対する暴力やジェンダーに基づく暴力について、加害者の訴追や被害者への救済メカニズムに関する情報が不足していることに懸念が示され、実効的な対応が勧告された。

④ 職業訓練・雇用、就労

政府報告によると、憲法第 22 条においてすべての国民に労働の権利が保障されていることが示されており、労働法においても雇用機会の均等及び直接的・間接的差別の禁止が規定されている。さらに、連邦政府においては、2013 年法律第 38 号により、障害者に対し、その能力に応じて労働及び雇用の機会を平等に提供することが MOLSA の役割とされている。また、同法では、公的部門において全雇用の 5%を障害者に割り当てることが義務付けられている[18]ほか、混合部門（Mixed Sector）においても、従業員 30 人以上 60 人以下の企業には少なくとも 1 人、60 人以上の企業には全従業員の 3%を障害者から雇用することが義務付けられている。一方、民間部門については、障害者雇用を奨励する対象とされている。また、当該義務を遵守しなかった場合には 50 万イラク・ディナール（Iraq Dinar。以下、「IQD」と記す。）（約 6 万円）[19]の

[17] United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UN Women) (n.d.) *UN Women in Iraq.* https://iraq.unwomen.org/en/about-us/un-women-in-iraq（参照 2026-2-17）に基づく。

[18] 政府報告では、2013 年法律第 38 号に基づく障害者雇用枠として 5%に言及する一方、2013 年閣僚評議会決定第 205 号（Council of Ministers Decision No. 205 of 2013）では公的部門における障害者雇用義務は 3%と説明されており、数値に相違がみられる。

[19] 2026 年 3 月の JICA レートによると、1IQD は 0.120970 円である。

過料が科されることとされている。KRI においても、2011 年法律第 22 号により、公的部門における 5%の雇用割当が規定されているほか、民間部門で雇用された障害者については、最大 3 ヵ月間、給与の半額を政府が負担する制度が設けられている[20]。

障害者の就労支援や生計向上の取組として、MOLSA は、地域リハビリテーションプログラムを通じて障害者に最大 300 万 IQD（約 36 万円）の融資を行うほか、職業リハビリテーション施設での職業訓練、作業所及び生産者団体における雇用、他部門での雇用機会の探索等を通じて、障害者の就労を支援している。また、MOLSA の監督の下、重度障害者を対象とした保護作業所や、就労可能な障害者を対象とした生産者協同組合が運営されており、送迎、能力に応じた雇用、医療ケア、レクリエーション活動等が提供されている。

さらに、MOLSA は、障害者を含む求職者の雇用機会へのアクセスを支援するツールとしてデジタルプラットフォームを運用しており、求職者の登録や求人情報及び職業訓練に関する情報の提供が行われている[21]。

2024 年法律第 11 号では、雇用関連規定が改正され、公的部門における 5%の障害者雇用義務について、「省庁、省庁に属さない機関、公営企業及びその契約先」と対象範囲が明確化され、契約職員や日雇い労働者も含むとされた。また、民間部門の企業に対しても混合部門と同様に、従業員 30 人以上 60 人以下の企業には少なくとも 1 人、60 人以上の企業には全従業員の 3%を障害者から雇用することが義務付けられた。加えて、国家投資委員会及び投資機関における投資プロジェクトについても、労働者総数の 3%を障害者から雇用することが義務付けられた。さらに、雇用配当を遵守する民間部門及び混合部門の企業に対し、障害者 1 人の雇用につき年税額の 1%、上限 3%の税免除を認める優遇措置が導入された。

しかしながら、障害者権利委員会の総括所見では、2013 年法律第 38 号に記載された MOLSA の役割を実行するための規則が存在しないことや、雇用割当が事実上履行されていないこと、公共部門・民間部門ともに職場における障害者への合理的配慮が欠如していることが指摘されている。また、障害者に対する起業、職業訓練、融資等の支援や、障害者を雇用する雇用主に対する優遇措置の導入等の取組を強化するよう勧告している。Human Rights Watch (2024) においても、障害者の雇用状況に関する全国的な統計が整備されておらず監視体制が不十分であること、KRI の公的部門における雇用率が 2022 年時点で約 2%にとどまっていること、さらに 2013 年法律第 38 号で定められていた雇用割当を遵守しない雇用主に対する過料（fine）が、実際には適用されていなかったこと等が指摘されている[22]。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

政府報告によると、憲法第 30 条により、高齢、疾病、労働能力の喪失等の場合における社会保障及び保健医療がすべての国民に保障されている。2013 年法律第 38 号では、障害者が所

[20] Kurdistan Parliament–Iraq (2011)に基づく。
[21] MOLSA（https://mihan.dev/Website/About（参照 2026-2-17））に基づく。
[22] Human Rights Watch (2024) *Iraqis with Disabilities Excluded from Jobs. https://www.hrw.org/news/2024/06/04/iraqis-disabilities-excluded-jobs*

得の 10%に対する課税の免除や、障害程度に応じた月額現金給付の権利を有するとしている。

2013 年法律第 38 号及び社会保護法（2014 年法律第 11 号）に基づき、条件を満たす障害者には月額現金給付である社会保護給付（social protection allowance）が支給されている。IADO 代表からの聞き取り[23]によると、社会保護給付は主として失業者、未亡人、障害者等の条件を満たす生活困窮者が対象であり、障害に関しては保健省の医療委員会により「機能障害率 75%以上」と判定されることが受給の必須条件である。支給額は単身者の場合は月額 12 万 IQD（約 15,000 円）、配偶者や子（最大 3 名まで）がいる世帯では、扶養家族 1 名につき 5 万 IQD（約 6,000 円）が加算される。なお、UNICEF (2023)[24]によると、社会保護給付の支給額は世帯員数に応じて変動し、その上限額は世帯主の性別によって異なる。具体的には、女性世帯主世帯では 10 万 IQD から 22 万 5,000IQD（約 1 万 2,000 円から 2 万 8,000 円）、男性世帯主世帯では 10 万 IQD から 17 万 5,000IQD（約 1 万 2,000 円から 2 万 2,000 円）とされている。一方、KRI では、2011 年法律第 22 号に基づき、扶助対象と認定された障害者に月額 15 万 IQD（約 1 万 8,000 円）[25]の支給が行われており、政府報告の時点で合計 10 万 7,655 人が受給したとされる。

また、労働者年金・社会保障法に基づき、労働災害により労働者が完全障害に至った場合、最後の就労年の平均賃金の 80%を基準とする完全労災障害年金（full work-injury pension）が支給される。また、完全障害の 30%以上に相当する障害が残った場合には、障害率に応じて、完全労働災害年金を基準に算定される部分労働災害年金（partial work-injury pension）が支給され、完全障害の 30%未満に相当する障害が残った場合には、障害率に 2 年分の完全労災障害年金相当額を乗じて算定される一括補償が支給される。[26]

2024 年法律第 11 号では、障害者への月額現金給付が社会保護法に基づき、年齢にかかわらず支給されることが明記された。また、関係機関の提案に基づき、閣僚会議が給付額の増額を再検討できることや、世帯員の一部が他の給与を受給している場合でも給付全体を停止せず、当該世帯員分のみを停止することも規定された。専従介助者制度についても、公務員でない専従介助者に対する手当が 25 万 IQD（約 3 万円）へ引き上げられたほか、他の社会扶助との併給や複数の障害者の介護に対する支給が可能となるなど、制度が拡充された。

このほか、政府報告では、所管の医療委員会により常時介助者を必要とすると判断された障害者に対して、政府負担によりフルタイムの専従介助者を利用する権利が認められていること、障害者のための個人用及び集団用の交通手段の輸入に対して税及び関税が免除されること、公営住宅プログラムにおいて障害者の住宅費用が 75%減額されることが報告されている。

障害者権利委員会の総括所見では、障害者に対する社会保護給付の水準が不十分であるこ

[23] 2026 年 3 月 24 日～4 月 5 日に実施した IADO 代表の Moaffak Alkhafaji 氏に対する書面での聞き取りに基づく。
[24] UNICEF (2023) Sector Financing Review. Social protection in Iraq.
[25] IADO 代表に対する聞き取りによると、公務員等の就労者の場合は月額約 10 万 IQD（約 1 万 2,000 円）、無職の場合は約 15 万 IQD（約 1 万 8,000 円）とのことであった。
[26] Ministry of Justice (Iraq) (2023)に基づく。なお、政府報告では 1971 年法律第 39 条に基づき、「労働災害により労働能力を 35%以上喪失した労働者に対して、部分労働災害年金が支給される」と記載されている。

と、給付へのアクセスが医療証明書に依存していること、社会保護給付を受けるための証明書の発行の遅れが懸念として示されている。さらに、地域社会における自立生活を支えるサービスが著しく不足していること、専従介助者の受給者決定が医療モデルに基づいており、評価に長期間を要すること、特に知的障害者・精神障害者（persons with intellectual or psychosocial disabilities）について、介助者が後見人により選ばれる場合があり、本人の意思に基づいてサービスが提供・管理されているかを確認する仕組みが不明であることが指摘されている。

また、支援団体である Sheyaw Organization for Youth and Vulnerable People Development（以下、「Sheyaw Organization」という。）からの聞き取り（2026 年 4 月 6 日）によれば、2023 年に KRI のエルビル県、ドホーク県、スレイマニヤ県の 3 県で障害を診断する医療センターが閉鎖され、以降この地域で新たに障害を負った者は診断を受けられず、社会保護手当も受けられていない。さらに、政府の慢性的な予算不足により、毎月の給付が遅延するなど、制度の現場での運用面に課題があることが指摘されている。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

政府報告によると、閣僚会議事務局（General Secretariat of the Council of Ministers）が提出した通達第 38832 号（2011）に基づき、建築設計及び事業実施においては、車いすでのアクセス、利用しやすい場所に設置された案内窓口、専用エレベーター、及び障害者を支援するために指定された案内担当職員の配置等、障害者のニーズを考慮しなければならない。また、2012 年 2 月 23 日に同事務局が発出した通達第 7306 号に基づき、政府機関の案内窓口は、国際シンボルマークのステッカーを貼付した障害者用座席を確保するとともに、障害のある来訪者のために、移動補助具及び円滑な移動手段、文房具やコピー設備を備えること、案内窓口から訪問先の部局と連絡を取ることまたは担当職員を呼び出して用務の遂行を支援すること、その他手続を円滑にするための追加的な調整を提供することが求められている。さらに、同事務所はすべての国家機関に対し、高齢者及び障害者の安全と快適さを確保するため、スロープ、廊下の手すり、案内表示・方向表示、自然換気や天窓・庭園、車いす、障害者対応トイレ、障害者用駐車スペース等を整備するよう指示している。

移動に関しては、内務省が障害者輸送用公用車両の軍用車両用レーン使用を認めることにより、より円滑に移動できるようにしている。また、2013 年法第 38 条では、運輸省の責務として、障害者及びその同伴者が公共交通を安全に無料で利用できるようにすること、観光事業者に対して障害者向けに設計された利用しやすい交通手段を 1 つ以上確保させること、並びに障害者に対して年 2 回、航空運賃を 50%割り引くことを規定している。

また、国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）等の支援の下で、コミュニティセンター、学校、保健センター等の公共施設の建設・改修におけるアクセシビリティ監査や、技術者に対する研修等を通じて、アクセシブルな建築の普及が図られているほか、アクセシブルな建設に関するツールキットを策定し、イラク国内の基準、数量明細書の例、モデル設計等を示すな

ど、実務レベルでの基準整備も進められている[27]。

一方、障害者権利委員会は総括所見において、障害者が公共建築物、施設及び交通にアクセスする際の障壁が依然として存在することに懸念を示し、国内法・基準の実施に加え、苦情申立手続及び監視メカニズムの整備を求めている。また、紛争後の復興・再建に関する法令、政策及びプログラムにアクセシビリティ要件及びユニバーサルデザインの概念を組み込む必要性を指摘している。さらに、障害者が手頃な価格で質の高い移動補助具、機器及び医療機器を利用することが困難である点を課題として挙げ、これらを手頃な価格又は無償で利用できるようにする措置を勧告している。加えて、教育、保健、司法、選挙の各分野においても、交通手段の不備、施設までの距離、裁判所や投票所の物理的障壁等が、障害者の権利行使を妨げていると指摘している。

こうした課題への対応として、2024 年法律第 11 号では、物理的アクセシビリティについての各省庁及び関係機関の責務が大幅に強化・具体化された。例えば、運輸省（Ministry of Transport）に対して、障害者及び特別なニーズを有する者が公共交通を無料で利用できるようにすることや、観光事業者に対してアクセシブルな交通手段を確保することを求めている。また、建設・住宅・自治体・公共事業省（Ministry of Construction, Housing, Municipalities and Public Works）及びバグダッド市（Mayoralty of Baghdad）に対しては、既存の公的機関建物の改修を通じたアクセシビリティ要件の適用、点字ブロック等の触覚・視覚的案内表示の設置、公共道路における物理的障壁の除去を求めている。さらに、国家投資委員会及び各投資委員会（National Investment Commission and Investment Commissions）に対しては、公共サービスを提供する建築物・施設等について、アクセシビリティに適合しない限り、設計承認、建築許可又は使用許可を与えてはならない旨を定めている。

⑦ 情報アクセシビリティ

政府報告によると、憲法により郵便、電信、電話、電子的通信その他の通信及び連絡の自由が保障されている。また、2013 年法律第 38 号では、最高司法評議会（Supreme Judicial Council）及び法務省（Ministry of Justice）が、障害者の権利擁護や訴訟上の対等な地位の確保のため、手話通訳を含む支援技術を提供することが定められている。さらに、障害者権利委員会に対する政府回答書（2019）[28]では、視覚障害者向けカリキュラム[29]及び 2013 年法律第 38 号が点字で印刷されていることや、法的手続において聴覚障害者を支援するため、障害者及び特別なニーズのある人々のケア委員会に手話部門（Sign Language Division）が設置されていることが報告されている。

しかしながら、障害者権利委員会は総括所見において、情報アクセシビリティの確保が不十分であると指摘している。具体的には、イラク手話が公式に認定されていないこと、手話通訳の職業訓練プログラムが不十分であること、手話教育及び手話通訳者の認証における障害者

[27] International Organization for Migration (IOM) (2021) *Accessible Construction Toolkit Version 1.*及び International Organization for Migration (IOM) (2022) *IOM Iraq Disability Inclusion Strategy 2022–2024.* に基づく。

[28] Reply to List of Issues, CRPD/C/IRQ/Q/1/Add.1

[29]「Curricula for persons with visual impairments」と記載されているが、具体的な内容は示されていない。

の関与が限定的であること、分かりやすい版（Easy Read）、平易な言葉（plain language）、字幕、手話、点字、音声解説、触覚的・補助代替コミュニケーション等のアクセシブルな形式による情報提供が不十分であること、並びに多くのテレビ番組及びウェブサイトがアクセシブルでないことに懸念を示している。その上で、同委員会は、イラク手話の公式認定、手話通訳サービスの質を認証する仕組みの構築、アクセシブルな形式・手段によるコミュニケーション及び ICT 利用の促進、テレビ番組・政府ウェブサイト・民間事業者によるオンラインサービスのアクセシビリティ向上等を勧告している。さらに、司法、保健医療及び選挙の各分野においても、アクセシブルな形式による情報提供の確保が求められている。

こうした課題への対応として、2024 年法律第 11 号では、「コミュニケーション及び言語」の定義が新設され、テキスト表示、点字、触覚によるコミュニケーション、拡大文字、アクセシブルなマルチメディア、補助的・代替的コミュニケーション、平易な言葉、読み上げ、手話、アクセシブルな情報通信技術等が明記された。また、教育、司法及びメディア分野における通信・言語手段の提供又は利用可能化が規定された。さらに、すべての省庁及び関係機関に対して、手話通訳及び点字対応の確保を求める規定が追加されており、情報アクセシビリティに関する国家の責務が明確化・拡充された。

⑧ 防災

イラクにおける災害や危機を含むリスクから市民の安全、健康及び保護を確保する法的基盤として、「市民防衛法（Civil Defense Act）（2013 年第 44 号）」が存在し、国家レベルでの緊急事態及び危機管理の枠組を提供している。

政府報告提出時点において、イラク政府は、USAID が支援する一次医療プロジェクトにおいて、緊急事態、危機及び災害への備えと緊急時対応を強化しているとされる。また、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross: ICRC）及びイラク赤新月社（Iraqi Red Crescent Society）と連携し、障害者にも利用可能な早期警報及び公共警報システムを開発中と報告された。さらに、回答書提出時点では、内務省による障害者を対象とした消火手順や警報システムに関する研修が計画されていた。

IADO から提出されたパラレルレポート（2018）[30]では、市民防衛法及び関連する規則・規定、2013 年法律第 38 号には、障害者の救助に必要な配慮への言及が一切なく、障害者が他者に比べて、緊急時又は災害時に危険にさらされると指摘している。また、国内避難等の人道危機の際においても、障害者の健康状態及び身体状態に配慮した適切な措置が提供されなかった事例が報告されている。

障害者権利委員会の総括所見では、イラクの防災及び緊急事態対応に関する法制度において、障害者に対する個別支援が欠如していることに懸念が示されている。その上で、仙台防災枠組 2015-2030 に整合する形で、リスク及び人道危機に対応する国内法、政策及びプログラム

[30] Iraqi Alliance of Disability (IADO) (2018) *The Parallel Report for Government's Report on the Convention on the Rights of Persons with Disability (CRPD).*

に障害者を包摂するものとすること、並びに早期警報及び公的警報システムのアクセシビリティを確保するための継続的な取組を行うことが勧告されている。また、武力紛争の被害者である障害者に対するサービスを充実させるとともに、安全かつ自発的な帰還を促進する措置を講じることも勧告されている。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[31]

イラク政府は 2012 年 1 月に CRPD に署名し、2013 年 3 月 20 日に批准している。選択議定書には批准していない。政府報告は 2015 年 8 月 19 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。障害者権利委員会からは 2018 年 10 月 9 日に質問事項が提示され、イラク政府は 2019 年 5 月 8 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2019 年に 3 報告が提出されている[32]。障害者権利委員会からの総括所見は 2019 年 9 月 24 日に提出された。

3－2. マラケシュ条約実施状況[33]

イラク政府は 2024 年 4 月 23 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）[34]に加盟した。しかし、2026 年 2 月のモニタリング報告書では、批准後の国内法整備や制度運用に関して、全国的な改革には至っていないと報告されている。現行の著作権法には、障害者に関する規定は含まれていない。2024 年法律第 11 号制定により、障害に関する法律の改正は行われたものの、CRPD に沿った内容に近づけることを目的としたものであり、マラケシュ条約に関連する規定は含まれていないと考えられる。そのため、本来マラケシュ条約の下で認められるべき、図書館による書籍やオーディオブックの無償でのアクセシブル化・提供、商業的入手可能性の確認を伴わない利用、国境を越えた資料の共有、登録や追加的な記録義務を伴わない運用、ディスレクシアを含む多様な障害者への適用といった具体的な制度の有無や運用状況については不明確であり、すべて「Unclear」として報告されている。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

SDGs 関連政策に関連して、イラクの「自発的国家レビュー（Voluntary National Review: VNR）2025」では、SDGs の個別目標に貢献する達成状況（課題）として、以下が報告されている。

- ゴール 4（質の高い教育をみんなに）: 障害のある学生のニーズに対応した（バリアフリー化された）インフラが整備されている学校は全体のわずか 8%にとどまっており、物理的アクセシビリティが不足している。
- ゴール 16（平和と公正をすべての人に）: 障害者を含む脆弱層に対する合理的配慮の欠如や権利の軽視は、社会的な緊張や対立の引き金になり得ると警告し、持続可能な平和のための前提条件として、障害者の包摂と保護の重要性を指摘している。

[31] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-2-17）に基づく。

[32] 提出団体と提出時期はそれぞれ Iraqi Al-Amal Association and Al-Namaa Center for Human Rights（2019 年 5 月）、Iraqi Association of Disability Organizations（2019 年 7 月*文書作成は 2018 年）、Minority Rights Group International（2019 年 7 月）であった。

[33] International Federation of Library Association and Institutions (IFLA) (2026) *Marrakesh Treaty Implementation February 2026 Update.*に基づく。

[34] 視覚障害者やその他印刷物へのアクセスが困難な障害のある人々のために、著作権法上の制限・例外を設け、点字・音声・デジタル等のアクセシブル形式の書籍の制作・交換（特に国境を越えた交換）を可能にする国際枠組。

また、国連統計局 SDGs 指標データベース[35]においてイラクの障害に関連する指標のうち公開されているものは限定的であり、「1.3.1（d）重度障害者のうち障害年金等の現金給付を受けている人の割合」のみが確認されている。2022 年時点では、その割合は 31.9%と報告されている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

イラクの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

- 1986 年 8 月: 女子差別撤廃条約（CEDAW）
- 1994 年 6 月: 子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）

CEDAW の総括所見（2026）では、障害女性・女児が「ジェンダー」と「障害」の両方による不利な状況に置かれていることを踏まえ、すべての政策・制度においてこの二つの視点を統合する必要があると指摘している。特に、農村部や国内避難民、マイノリティコミュニティに属する障害女性への特段の配慮を求めている。障害女性の政治的・経済的参加を促進するため、クオータ制や経済的インセンティブ等の暫定的特別措置の導入、各分野におけるアクセシビリティと合理的配慮の確保、データ不足の解消と政策決定への参加の確保等を強調している。

CRC の総括所見（2025）は、障害児に対して人権に基づくアプローチを採用し、法制度や社会保障、教育、保健医療を含む包括的なインクルージョン戦略を策定・実施することを求めている。特に、障害児手当の導入やデータ収集の強化、尊厳を尊重した障害評価システムの整備を通じて、早期支援やサービスへのアクセスを改善する必要性を指摘している。さらに、偏見やスティグマの解消とともに、すべての障害児が地域の学校で学べる環境整備を強く勧告した。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

日本政府[36]

技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力、草の根技術協力事業において、障害分野に高い関連性を有する支援は実施されていない。

他ドナー

【国際機関】

UNICEF[37]

[35] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-3）に基づく。

[36] 外務省（2023）「対イラク共和国 国別開発協力方針」を基に記載。

[37] United Nations Children's Fund (UNICEF) https://www.unicef.org/iraq/social-policy#programme、https://www.unicef.org/iraq/press-releases/iraq-launches-national-disability-inclusion-strategy-children-and-young-people、https://www.unicef.org/iraq/stories/supporting-parents-dream-seeing-their-children-excel-life（参照 2026-2-18）

- MOLSA 及び障害者権利委員会と連携し、障害のある子どもと若者のための国家障害インクルージョン戦略（National Disability Inclusion Strategy for Children and Young People）2026-2030 の策定を支援した。
- 欧州連合（European Union。以下、「EU」という。）、ILO、世界食糧計画（World Food Programme: WFP）と協力し、ドホーク県における脆弱世帯向けに教育費補助の統合児童給付パイロットを実施。1,483 世帯に四半期ごとに現金（約 69 米ドル相当）を給付し、障害児を含む子ども 1,600 人以上の就学を支援した。
- 大学と連携し、職員・ソーシャルワーカー・現場スタッフを対象とした「障害インクルージョン講座」を開発・導入し、障害に対する理解促進を図っている。
- EU の資金支援のもと、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）と共同で、インクルーシブ教育の推進を目的とした「教育の質改善プログラム」（2024～2027 年）を実施している。障害者を含む家族が社会福祉制度を利用しやすくするため、データ収集や制度設計の強化に関与している。

国際労働機関（International Labour Organization: ILO）[38]

- イタリア開発協力庁（Italian Agency for Development Cooperation。以下、「AICS」という。）と共同でイラク産業連盟による「障害者就労促進雇用者ネットワーク（Iraqi National Network for Employers Interested in Empowering and Employing Persons with Disabilities）」の設立を支援。政府・民間企業が連携し、障害者雇用に関する研修、職場のアクセシビリティ改善支援、好事例の共有等を行う枠組を構築している。

世界保健機関（World Health Organization: WHO）[39]

- 他ドナーの資金支援のもと、紛争被害地域における医療・リハビリテーション支援を実施。2018 年には、紛争により障害を負った 450 人以上に専門的医療ケアとリハビリテーションを提供するため、モスルの義肢・リハビリテーションセンターを支援した。また、北部及び西部州で計約 4 万台の車いす等を配布し、爆撃等による被害者の移動支援を行った。

国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）[40]

- MOLSA 及びアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development。以下、「USAID」という。）と協力し、2024 年 7 月にイラク初の「障害者エンパワメント全国フォーラム」を開催。職業リハビリテーション、経済的自立、教育分野への技術導入、労働市場への統合等について議論を行った。

に基づく。

[38] ILO (2025). *Launch of the Iraqi National Network for Employers Interested in Empowering and Employing Persons with Disabilities.* https://www.businessanddisability.org/news-feed/launch-iraqi-national-network-employers-interested-empowering-and-employing-persons（参照 2026-2-18）に基づく。

[39] United Nations Iraq (2018) *WHO supports access to assistive technologies for people with physical disabilities in Mosul.* https://iraq.un.org/en/170000-who-supports-access-assistive-technologies-people-physical-disabilities-mosul（参照 2026-2-18）に基づく。

[40] United Nations Development Programme (UNDP) (2024) *Empowering all abilities: Iraq's first forum for disability inclusion.* https://www.undp.org/arab-states/stories/empowering-all-abilities-iraqs-first-forum-disability-inclusion（参照 2026-2-18）に基づく。

国際移住機関（International Organization for Migration：IOM）[41][42]

- コミュニティ施設や保健施設等の建設・改修において、ユニバーサルデザインの考え方を導入した「Accessible Construction Toolkit」を開発し、設計段階からアクセシビリティを確保するための技術指針を整備するとともに、技術者や施工関係者に対する研修を実施した。
- イラク障害インクルージョン戦略（Iraq Disability Inclusion Strategy）2022-2024 を策定し、国内避難民や帰還民に対する人道支援において、情報アクセシビリティの改善や合理的配慮提供等、障害主流化を推進している。

赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross: ICRC）[43]

- 2022 年にイラク最大規模の身体リハビリセンター（エルビル[44]）を開設。KRI 及び近隣 3 県の障害者、国内避難民及び難民を対象に、年間最大 6,000 人に義肢・義足、車いす、歩行補助具等の提供、起業支援、職業訓練、心理社会的支援等のサービスを提供している。
- エルビル工科大と連携した義肢装具技術者育成プログラムを実施している。

【二国間援助機関】

ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ）[45]

- MOLSA と連携し、女性や障害者の雇用促進、社会包摂に焦点を当てた「Creating inclusive employment prospects in Iraq」プロジェクト（2023-2027）を実施している。

このほか、USAID や EU、AICS 等のドナーが国際機関の障害関連事業に対して資金支援を行った実績がある。

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion（旧 Handicap International）[46]

- 紛争被害者に対するリハビリテーション、心理社会的支援、移動支援、保健施設の機能強化、車いすや義肢装具の提供等を実施している。
- OPD と連携し、障害者の社会包摂に関する意識啓発、アクセシビリティの向上、政策提言、アドボカシー活動を推進している。
- インクルーシブ教育、雇用、選挙参加等の分野において、障害者の権利意識の向上と社会参加の促進を目的とした取組を展開している。

Minority Rights Group International

[41] International Organization for Migration (IOM) (2021)
[42] International Organization for Migration (IOM) (2022) *IOM Iraq Disability Inclusion Strategy 2022-2024.*
[43] International Committee of the Red Cross (ICRC) (2022) *Erbil: A new glimpse of hope, ICRC opens the largest Physical Rehabilitation Centre in Iraq.* https://www.icrc.org/en/document/erbil-new-glimpse-hope-icrc-opens-largest-physical-rehabilitation-centre-iraq（参照 2026-2-18）
[44] KRI の首都
[45] GIZ (2023) *Creating inclusive employment prospects in Iraq*. https://www.giz.de/en/projects/employment-perspectives-refugees-idps-and-host-communities-iraq（参照 2026-2-18）
[46] HI (2024) *Country Card IRAQ 2024.*

・ 長年にわたりイラクにおける民族的・宗教的マイノリティの権利に関する活動を展開しており、障害者の権利状況について調査し、2019 年に障害者権利委員会へのパラレルレポートを提出している。

British Council[47]

・ EU の資金支援のもと、「教育の質と公平性の向上（Capacity Building in Primary and Secondary Education）」プログラム（2017～2020 年）を実施し、障害児を含む脆弱な状況にある子どもの教育アクセス改善、カリキュラム・制度改革の支援、教員・行政の能力強化を支援した。

Save the Children[48]

・ イラクにおいてインクルーシブ教育や子どものエンパワメントを目的とした活動を展開している。
・ 2025 年に教育省や関連機関の代表者 23 人に対し、インクルーシブ教育の研修を実施した。障害児を含む子どもたちを対象に、環境教育やライフスキル教育、コミュニティ参加型の学習活動を実施している。

[47] British Council Iraq (n.d.) EU Schools Program. https://iraq.britishcouncil.org/en/eu-schools-program（参照 2026-2-18）に基づく。
[48] Save the Children（https://www.facebook.com/savethechildreniraq/（参照 2026-2-18））に基づく。

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要[49]

団体名	概要
Iraqi Alliance of Disability (IADO) https://www.facebook.com/iadopress	イラク国内の OPD を束ねる連合体であり、障害者の権利擁護を目的とした主要な市民社会組織の一つである。政策提言や法制度の実施状況のモニタリング、障害者権利委員会へのパラレルレポートの提出等を通じて、政府に対するアドボカシー活動を展開している。加えて、障害者の生活実態に関する調査、権利に関する意識啓発や能力強化、国際機関との連携等にも取り組んでいる。
National Association for the Blinds Care in Iraq https://www.facebook.com/IRAQ1986iop.nb/	視覚障害者の権利確立と社会参加の実現を目的とする団体。世界盲人連合（World Blind Union）に加盟し、バリアフリーな環境づくり、機会の平等、社会における完全な共生を推進している。
Rozh Society Organization https://www.facebook.com/komalae.rozh?_rdc=1&_rdr#	スレイマニヤ県やキルクーク県を中心に活動する OPD である。障害者に対する包括的な支援事業（生活環境改善、社会参加促進、能力強化等）を実施しており、障害者スポーツに特化した部門も有する。また、同地域における障害者ネットワークやフォーラムにおいて主導的な役割を担っている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Sheyaw Organization for Youth and Vulnerable People Development https://sheyaw.org/	2019 年設立。若者及び障害者を含む脆弱層のエンパワメントを通じて、インクルーシブな社会の実現と雇用機会の拡大を目的として活動している。52 の OPDs のプラットフォームである「Yes We Can Network」を運営しており、イラク全国のあらゆる障害種の約 100,000 人の障害者が参加している。
Iraqi Al-Amal Association https://iraqi-alamal.org/	1992 年設立。人権・ジェンダー・平和構築を軸とし、障害者を含む脆弱層の権利擁護と社会包摂を推進している。人権分野の専門部門として Al-Namaa

[49] IOM (2021) *Directory: Organization of Persons with Disabilities (OPDS) in Iraq.*では、イラク国内 18 県 60 の OPD の連絡先が公開されている。本調査では、一部団体のみを紹介する。

	Center for Human Rights を設置し、障害者権利員会への報告提出を含む各種調査・アドボカシー活動を行っている。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

上述のとおり、主に 2024 年法律第 11 号や 2021 年第 8 号法（KRI）により障害者の権利を保障する法的規定が整備されているものの、その実施には依然として大きな課題が存在している。障害者権利委員会は、イラクでは政府機関のみならず、制度やサービス提供者においても障害者の権利に関する理解が不足しており、その結果、法律の実施・執行が十分に遵守されていないと指摘している。また、法律の詳細な手続きや運用指針の欠如により、実際の運用に至っていない場合も多い。さらに、資源や予算配分の制約に加え、政策的対応やモニタリングの仕組みも不十分であることから、法の執行は表面的なものにとどまっている。

また、IADO からの聞き取りによると、これまで様々な意識啓発の取組が行われてきたものの、依然として政府機関や議会、社会全体において、障害を慈善・保護の対象として捉える傾向が強く、障害者を権利の主体として位置付ける理解は十分に浸透していない。その結果、障害者はサービスの受け手として位置付けられ、制度やサービスの計画、実施、モニタリングに主体的に参加し、意思決定に関与する機会が限定されているなど、国際的な原則である「私たちのことを私たち抜きで決めないで（Nothing about us without us）」が十分に実現されていない状況にあると指摘されている。

さらに、障害当事者やその家族においても、自らの権利や利用可能なサービスに関する理解が十分でないため、権利の行使やその執行を求める行動をとることが困難となっている。

以下では、各分野において障害者が直面する障壁とニーズについて、CRPD のパラレルレポート[50]及び OPD と支援団体からの聞き取り結果[51]に基づき記載する。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者が保健医療サービスを利用する際に直面する障壁について、以下のような点が指摘されている。

医療・保健機関及びサービスの不足：農村部や遠隔地では、理学療法センターが不足している（A）。義肢装具センターは国内に 12 か所しかなく、専門医や技術者も不足している（B）。紛争の被害を受けたイラクの少数民族の多くが身体的及び情緒的支援を緊急に必要としているにもかかわらず、少数民族が多く居住する地域では、医療機関を含むインフラの復興がほとんど進んでおらず、政府によるサービス提供が限定的である（C）。自閉症スペクトラム症に関する適切なケア、リハビリテーション及び教育の提供が著しく不足している（B）。障害程度の判定を行う医療機関が県都に集中しているため、地方に居住する障害者にとってアクセスが困難であり、判定までに最大 8 か月を要するなど、行政手続きの遅れが深刻である（B）。

補助具の不整備：KRI で政府が 2 年に 20 台しか車いすを配布していないなど、車いすの提供数が少ない（B）。車いすを入手するための手続も複雑であり、壊れた車いすも MOLSA によっ

[50] 本章は以下のパラレルレポートに基づいて記載する。（A）IADO (2018)、（B）Iraqi Al-Amal Association and Al-Namaa Center for Human Rights（2019）、（C）Minority Rights Group International（2019）

[51] 2026 年 3 月 24 日～4 月 5 日に IADO 代表の Moaffak Alkhafaji 氏に対する書面での聞き取り、同年 4 月 6 日に Sheyaw organization 代表の Salar Ahmad 氏に対するオンラインインタビューを実施した。

て交換されていない(B)。

医療・保健機関における障害者への対応不足:病院は障害者を受け入れる準備が整っておらず、医療従事者は障害者とのコミュニケーションの経験が乏しい(A)。意思疎通の問題から、聴覚障害者に対してニーズと全く異なる薬が処方されたケースがある(A)。病院や診療所に障害者のための専用座席やアクセシブルな設備が不足している(B)。

高額な医療費:法律上は無償とされている医療サービスについても、行政手続きの遅れ等により、実際には障害者が高額な医療費を支払う必要性が生じている(A)。障害者が受給している社会保障給付額では高額な薬代を継続的に支払うことが難しく、国内の医療水準の不足により、治療のため海外に渡航しなければならない場合もあり、経済的負担が大きい(C)。

障害者の拘束・収容:刑法第 495 条は精神障害者及び知的障害者を「公共の安全に対する脅威」とみなす発想が残っており、こうした者が公道に出ることを許した者に対して罰金等が科される(A)。精神障害を有する有罪判決者は、病院又は精神保健施設内の拘禁施設に類似した部屋に収容されることがあり、そこには重い鉄製の扉が設けられ、鎖や手錠が用いられるほか、電気ショック治療が行われる場合もある(A)。一部の農村部では、家族が障害者を家の中に閉じ込め、場合によっては、その人を鉄製の鎖や足かせでベッド又は窓につなぐことがあり、その大半は精神障害者及び知的障害者に対するものである(A)。

また、IADO の代表からの聞き取りによれば、妊婦向けの保健サービスは母子保健センター等で提供されているものの、障害のある妊婦に特化した支援は存在せず、また、障害児に対する出生後から就学前までの継続的なフォローアップ体制も十分に整備されていない。加えて、リハビリテーションセンターを通じて、車いす、杖、歩行器、補聴器などが無償提供されることになっているが、品質に課題があるほか、在庫不足により配布が停止している。義肢装具についても、12 のセンターで無償提供されることになっているが、資材不足により 6 年間にも亘り製造・修理が停止している状況にある。食料については配給制度により油、砂糖、米など最低限の支給が行われているが十分とは言えず、障害者に特化した支援も存在しない。

これらの課題から、十分な予算配分による医療機器や義肢装具の安定供給、リハビリテーション施設の機能強化、アクセシブルな移動手段の整備、さらには実効性のある医療保険制度の確立が必要である。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者が教育を受ける際に直面する障壁について、以下のような点が指摘されている。

教育機関及びインフラの不備:学校や大学では、階段、歩道、アクセシブルでないトイレ、エレベーターの欠如等を含め、物理的アクセシビリティが十分に確保されておらず、障害のある児童・生徒の就学や高等教育へのアクセスを妨げる要因となっている(A・B・C)。農村部や郊外では、障害児への教育サービスがほとんど提供されておらず、学校が遠く、建物の質も低く、交通手段へのアクセスも不足している(B)。モスル、キルクーク及びドホークの調査では、地域間で利

用可能な教育施設に差があり、特にモスル及びキルクークでは、障害児のための専用教育センターや、聴覚・言語障害のある児童への教育サービスが不足している(C)。

インクルーシブ教育の欠如:障害児への教育は、インクルーシブ教育ではなく、通常学校内の隔離された教室で教育が提供されており、そこでは最も基本的な視覚教材すら不足している(A)。

教員・教材・ケアの不足:専門的・訓練を受けた教員や教材、政府支援が不足しており、障害者の教育機会の制約につながっている(B・C)。学校には、障害児向けの心理的・身体的医療ケア、資格ある職員及び医療機器が不足している(B)。少数民族言語で教育を行う教育機関自体が限られているため、自らの言語で学ぶことを希望する少数民族の障害児・者にとって、正式な教育機関へのアクセス及び参加の選択肢が著しく限られている(C)。

障害種別ごとの教育障壁: 障害の種別により、特有の深刻な障壁が存在する。視覚障害のある児童・生徒向けの特別学校の数が極めて少なく、高校向けのカリキュラムが存在しない(B)。また、高校の教員は点字を使用せず暗記に頼らせており(B)、英語の試験などで適切な配慮(専門性のある代筆者等)が得られなかったケースがある(A)。聴覚・言語障害のある児童・生徒についても、小学校を卒業するためのカリキュラムが存在せず放置されている(B)。また、聴覚障害者は簡易化されたカリキュラムを理由に初等教育修了証書が認められず[52]卒業後は職業教育へ進むことを余儀なくされている(A)。知的障害や自閉症スペクトラム症のある子どもは通常教育から排除されており、高等教育に到達できた者はこれまでにいない(A)。

複合的な差別と社会的・制度的障壁:イラク社会に根強く残る障害に対するスティグマや偏見が、教育機関への入学を妨げる大きな抑止力となっているほか、退学の要因ともなっている(C)。特に、障害のある女児はあらゆる段階で教育や就労機会を欠いている(A・B)。

国内避難民・難民における困難:国内避難民キャンプにある障害児向けの学校は教育省から認可されていない(B)。難民キャンプで暮らすシリア難民の障害児等も、公式文書の欠如や言語の壁により公立学校に通えず、キャンプ内にもインクルーシブな学校が存在しないため、教育へのアクセスが著しく制限されている(A)。

IADO 及び Sheyaw organization の代表からの聞き取りによれば、2024 年法律第 11 号にはインクルーシブ教育を促進する内容が盛り込まれているが、現時点では実効的な施行には至っていない。障害診断センターの判断により通常の学校外の施設での就学が決定されるなど、実際には隔離された環境における特別教育が主流となっている。この背景として、聴覚障害、視覚障害、身体障害のある子どもを受け入れる教育機関が一部の専門機関に限られていることが挙げられる。さらに、通常の学校においては、バリアフリー化された公共交通機関が整備されておらず、校内設備についても十分なバリアフリー化がなされていないため、アクセス面での課題が依然として残されている。また、いじめや嫌がらせなど、障害に対する社会的受容の低さも、障害児にとって過酷な教育環境を生み出す要因となっている。

これらの課題から、インクルーシブ教育の実効的な実施に向けて、制度運用の見直しや、通

[52] 2026 年 3 月の IADO 代表からの聞き取りによれば、IADO と British Council の協力の下、ごく一部の聴覚障害者については小学校卒業試験の受験が可能となっているものの、これは例外的な措置にとどまっている。

常の学校における物理的、社会的、文化的な学習環境改善を含む包括的な取組が求められる。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者の就労に関する障壁について、以下のような点が指摘されている。

雇用割当の不履行：法律で定められている障害者雇用割当は実際には十分に履行されていない（B）。障害者の雇用機会を確保するため、関連法令の実施、民間部門における障害者雇用の監視、及び雇用機会創出のための戦略的計画と予算措置が必要である（A・B）。

公的部門における雇用機会の不足：公的部門への採用に際して医学的審査が求められ、身体的、精神的、感覚的又は知的な障害がないことが条件とされているため、障害者が公的職務から排除されている（A）。

民間部門における雇用機会の不足：民間部門における障害者雇用は、スティグマ、差別及び職場への物理的アクセス障壁とうにより乏しい状況にあり（C）、雇用主は障害者の雇用を優先していない（B）。内部規則や運用にも障害者雇用に関する差別的な考え方が反映されており、障害を理由とする抑圧的な解雇もみられるとされている（A）。

雇用継続の困難：合理的配慮を伴う就労環境の整備が十分でない（A）。また、障害者の雇用条件はしばしば尊厳を損なうような性質のものであり（B）、低位の職に置かれることが多い（C）。

職業訓練の課題：2015 年時点で職業リハビリテーション施設及びワークショップの利用者は合計 389 人にとどまり、イラク全体の障害者の規模や障害種別と比較すると著しく少ない（A）。職業訓練の内容も裁縫、大工、電気、陶芸、竹細工、織物等の限られた分野に偏っており、障害者の労働市場への参加を広げるためには、職業訓練の充実が必要である（A・B）。

IADO の代表からの聞き取りによれば、公的部門と民間部門の双方で障害者雇用の機会は不足している。聴覚障害のある若者約 30 人を雇用し、過去 4 年間にわたり良好な給与条件のもとで雇用を維持している企業の好事例も存在するが、一般的には大学を卒業した障害者であっても就労することが難しい状況にある。そのため、障害者雇用に積極的に取り組む企業に対して、税制上の優遇措置や入札・投資における優先措置を認めるなど、雇用拡大のための取組が必要であるとの意見が聞かれた。また、職業訓練は職業実践に結びつく内容としては不十分であり、訓練終了後も適切な就労への紹介が行われないため、障害者の間でもその信頼は低い状況にある。

これらの課題から、障害者雇用の推進のため、障害者雇用枠の遵守に関する監視体制や罰則の整備、優良企業に対するインセンティブの導入、社会全体の意識啓発、さらに職業訓練の内容改善と訓練から雇用への移行を支える一体的な支援体制の構築が求められる。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者の移動に関する障壁について、以下のような点が指摘されている。

公共施設・インフラのアクセシビリティ不足：官公庁、商業施設、住宅団地等の公共施設は、障害者の利用を想定して設計されておらず、アクセスが妨げられている（B）。学校・大学は階段、歩道、トイレ、エレベーター等の物理的アクセシビリティが不十分であり、障害のある児童・生徒の教育へのアクセスを妨げている（A・B・C）。

公共交通・都市内移動手段の不足：公道及び交通の設計は国際基準に適合しておらず、障害者のニーズに対応していない（B）。都市内で障害者が移動するための公的車両が提供されていない（B）。特に農村部や少数民族地域では、障害者の移動手段が不足しており、他のサービスや権利へのアクセスを大きく妨げている（C）。

車両輸入・所有に関する行政規制：障害者は車両輸入時の免税措置がある一方で、7 人乗り車両や高級車の輸入を禁止する行政規則があり、また免税措置を利用して輸入した車両については、5 年間は売却又は所有権移転が禁止されている（B）。

避難民・キャンプにおける移動上の困難：国内避難民キャンプでは、障害者の移動ニーズに適した施設や環境が整っていない場合があり、洪水などの悪天候時には移動制限がさらに深刻化する（C）。また、障害者に適した衛生施設や、女性・女児のための安全なスペースが不足している（C）。

地雷・爆発物による移動・安全上のリスク：イラクには地雷が残存する広大な地域があり、安全な移動を妨げる要因となっている（B）。地雷除去センター等の関係機関への予算配分は不十分であり、こうした状況が障害者数の増加にもつながっている（B）。

Sheyaw Organization の代表からの聞き取りにおいても、公共交通機関の不整備により、車を持たない障害者が外出することが困難な状況が指摘された。また、同団体が KRI を構成する 3 県の一つであるエルビル県で実施したアクセシビリティチェックでは、99%の公共施設が基準に達していなかった。病院、学校、役所、レストラン等の公共性の高い施設においては、アクセシビリティ確保のためにスロープを設置している建物も見られるが、その傾斜が急である、または施設内部の配慮が不十分であるなど、利用上の支障がある状況である。

これらの課題から、バリアフリー基準の整備及び実効的な運用の強化が求められる。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者への情報保障に関する障壁について、以下のような点が指摘されている。

手話通訳の不足：2013 年法律第 38 号は司法分野における手話通訳等の支援技術の提供に言及しているものの、手話通訳者の要件や質の確保については十分に定めていない（A）。経験ある手話通訳者が限られており、実際に不適切な通訳により、聴覚障害者の被告人に不利益が生じかけた事例も存在する（A）。政府機関に手話通訳等の体制が十分に整備されていないため、聴覚障害者が病院、サービス提供機関、司法機関を利用する際には、MOLSA に手話通訳者を依頼しなければならず、負担が生じている（A）。テレビ放送における手話通訳も、イラク衛星放送の公式ニュースにおける手話通訳の提供が 1 日 1 時間に限られており（A）、ニュース番組

等における手話通訳の拡充が求められている(B)。

視覚障害者の情報アクセスの不足:スクリーンリーダー付きコンピュータや点字・音声技術を備えた機器が視覚障害者等の情報アクセスに重要である一方、すべての障害者が購入できる価格ではない(A)。

Sheyaw Organizationの代表からの聞き取りによれば、治安上の緊急時における障害者への情報保障や避難体制の整備は現状十分に行われていない。同団体は、運営する「Yes We Can Network」を通じて、状況分析及び対応準備を進める予定である。

これらの課題から、司法・行政手続及び緊急時対応を含む情報アクセシビリティの確保に向けた制度の整備と実効的な運用の強化が求められる。

5−6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者とジェンダーに関する障壁について、以下のような点が指摘されている。

交差的・複合的差別:障害のある女性及び女児は、性別、障害、居住地域、社会的慣習、紛争・避難状況等が重なることにより、複合的な差別に直面している(A・B・C)。少数民族に属する障害女性は、障害のない女性と比べてもジェンダーに基づく暴力や搾取にさらされやすく、少数民族としての属性、障害、女性であること、さらに紛争や避難の影響が重なることで、複数の困難に直面している(C)。

家庭内での隔離:特に農村部や部族社会において、障害のある女性及び女児が家族の恥とみなされ、家庭内に隠されたり、外出や社会参加を制限されたりする場合がある(A)。また、障害を隠すために、本人が適切な治療、教育、リハビリテーション、社会的支援にアクセスできない状況に置かれることがある(A)。

暴力被害と司法・警察へのアクセス障壁:障害女性が暴力や虐待を受けた場合でも、警察署や司法機関において手話通訳その他の合理的配慮が十分に提供されていないため、被害を訴えることが困難である(A)。特に聴覚障害のある女性にとっては、コミュニケーション支援の欠如が、被害申告や司法救済へのアクセスを妨げる要因となっている(A)。

性と生殖に関する健康・保健サービスへのアクセス不足:障害のある女性が性と生殖に関する健康や母子保健サービスにアクセスする際、排除や差別に直面している(A)。身体障害または知的障害のある女性の妊娠について、一般社会だけでなく、産科医、カウンセラー、家庭医、地域医療医等の専門職の間にも否定的な見方が存在する(A)。

教育・就労機会の不足:障害女性はあらゆる段階で教育及び雇用機会を欠いており、その結果、経済的依存や権利意識の不足につながっている(B)。

政策・国家戦略における障害女性の位置付けの不足:障害のある女性が開発政策に十分参加しておらず、国連安保理決議 1325 号の実施計画においても、障害女性の課題が優先事項として扱われていない(B)。また、政府の戦略的プログラムの不足により、障害女性に対する社会的支援やエンパワメントが十分に進んでいない(B)。

Sheyaw Organization の代表からの聞き取りによれば、障害女性は他の女性に比べて性被害に遭うリスクが約 3 倍高く、職場や OPD 等の団体内においても被害が発生している。

これらの課題から、特に障害女性が安心して社会参加できる社会を実現するため、交差的差別に対応した保護体制の強化が必要である。

6. 参考資料

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW) (2026) *Concluding observations on the eighth periodic report of Iraq*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Initial report submitted by Iraq under article 35 of the Convention, due in 2010*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *Concluding observations on the initial report of Iraq*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *List of issues in relation to the initial report of Iraq*.

Committee on the Rights of the Child (CRC) (2015) *Concluding observations on the combined second to fourth periodic reports of Iraq*.

Committee on the Rights of the Child (CRC) (2025) *Concluding observations on the combined fifth and sixth periodic reports of Iraq*.

Humanity & Inclusion (HI) (2024) *Country Card IRAQ 2024*.

International Federation of Library Associations and Institutions (2026) *Marrakesh Treaty Implementation February 2026 Update*.

International Organization for Migration (IOM) (2021) *Accessible Construction Toolkit Version 1*.

International Organization for Migration (IOM) (2021) *Directory: Organization of Persons with Disabilities (OPDS) in Iraq*.

International Organization for Migration (IOM) (2021) *Persons with Disabilities and their Representative Organization in Iraq: Barriers, Challenges, and Priorities*.

International Organization for Migration (IOM) (2022) *IOM Iraq Disability Inclusion Strategy 2022–2024*.

Iraqi Al-Amal Association & Al-Namaa Center for Human Rights (2019) *Info from Civil Society Organizations (for the session)*.

Iraqi Alliance of Disability (IADO) (2018) *The Parallel Report for Government's Report on the Convention on the Rights of Persons with Disability (CRPD)*.

Iraqi Alliance of Disability (IADO) (2024) *The Recent Disability Legislation in Iraq. The first amendment of law 38 No. 11 of 2024*.

Iraqi Official Gazette (2013) *Law No. 38 of 2013: Care of Persons with Disabilities and Persons with Special Needs Act*.

Kurdistan Parliament–Iraq (2011) *Law No. 22 of 2011 on the Rights and Privileges of Persons with Disabilities and Persons with Special Needs in the Kurdistan Region–Iraq*.

Ministry of Justice (Iraq) (2023) *Workers' Retirement and Social Security Law No. 18 of 2023. Iraqi Official Gazette No. 4734*.

Ministry of Justice (Iraq) (2024) *Law No. 11 of 2024: First Amendment to the Law on the Rights of Persons with Disabilities and Special Needs No. 38 of 2013*

Ministry of Planning (Iraq) (2025) *Iraq Voluntary National Review 2025*.

Minority Rights Group International (2019) *Alternative Report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)*.

Sheyaw Organization (2024) *The Recent Disability Legislation in Kurdistan Region of Iraq (KRI). Law No. 8 of 2024*.

United Nations Assistance Mission for Iraq (UNAMI) (2016) *Report on the Rights of Persons with Disabilities in Iraq*.

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2014) *Iraq Country Report on Out-of-School Children*.

UNICEF (2023) *Sector Financing Review. Social Protection in Iraq*.

United Nations Population Fund (UNFPA) Iraq (2020) *The National Strategy to Combat Violence against Women and Girls 2018-2030*.

World Bank (2024) *National Education Strategy for Iraq 2022-2031*.

外務省 (2023)「対イラク共和国 国別開発協力方針」

＜ウェブ情報＞

British Council Iraq (n.d.) *EU Schools Program*. https://iraq.britishcouncil.org/en/eu-schools-program

Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) (2023) *Creating inclusive employment prospects in Iraq*. https://www.giz.de/en/projects/employment-perspectives-refugees-idps-and-host-communities-iraq

Human Rights Watch (2024) *Iraqis with Disabilities Excluded from Jobs*. https://www.hrw.org/news/2024/06/04/iraqis-disabilities-excluded-jobs

International Committee of the Red Cross (ICRC) (2022) *Erbil: A new glimpse of hope, ICRC opens the largest Physical Rehabilitation Centre in Iraq*. https://www.icrc.org/en/document/erbil-new-glimpse-hope-icrc-opens-largest-physical-rehabilitation-centre-iraq

International Labour Organization (ILO) (2025). *Launch of the Iraqi National Network for Employers Interested in Empowering and Employing Persons with Disabilities*. https://www.businessanddisability.org/news-feed/launch-iraqi-national-network-employers-interested-empowering-and-employing-persons

Ministry of Planning, Central Statistical Organization (Iraq) (2016) *Indicators of the National Disability Survey in Iraq 2016.* https://cosit.gov.iq/ar/2018-08-29-07-56-45

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR). *Treaty Body Database (Iraq)*. https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/countries.aspx?CountryCode=IRQ&Lang=EN

United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (UNESCWA) (2018) *Disability in the Arab Region 2018*. https://e-inclusion.unescwa.org/node/1209

United Nations Development Programme (UNDP) (2024). *Empowering all abilities: Iraq's first forum for disability inclusion*. https://www.undp.org/arab-states/stories/empowering-all-abilities-iraqs-first-forum-disability-inclusion

United Nations Children's Fund (UNICEF) Iraq. (n.d.) *Social Policy. Every child has the right to an equitable chance in life*. https://www.unicef.org/iraq/social-policy#programme

United Nations Children's Fund (UNICEF) Iraq. (2024) *Supporting a parent's dream of seeing their children excel in life*. https://www.unicef.org/iraq/stories/supporting-parents-dream-seeing-their-children-excel-life

United Nations Children's Fund (UNICEF) Iraq. (2025) *Iraq Launches the National Disability Inclusion Strategy for Children and Young People 2026–2030*. https://www.unicef.org/iraq/press-releases/iraq-launches-national-disability-inclusion-strategy-children-and-young-people

United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UN Women) (n.d.) *UN Women in Iraq*. https://iraq.unwomen.org/en/about-us/un-women-in-iraq

United Nations Iraq (2018). *WHO supports access to assistive technologies for people with physical disabilities in Mosul*. https://iraq.un.org/en/170000-who-supports-access-assistive-technologies-people-physical-disabilities-mosul

United Nations Statistics Division. *SDGs Data Portal (Country profile: Iraq)*. https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/

World Bank. *World Development Indicators*. https://data.worldbank.org/indicator/